



島根県報

平成16年 3 月30日 (火)
号外 第 54 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

(港 湾 空 港 課)

公布された条例等のあらまし

島根県港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第37号)

1 規則の概要

- (1) 港湾施設の利用許可申請書、変更許可申請書及び港湾施設内工作物設置工事着手 (完成) 届は、知事に提出しなければならないこととした。(第 2 条第 1 項・第 4 項・第 5 条関係)
- (2) 岸壁、さん橋又は物揚場の利用の許可を受けようとする者は、利用許可申請書による改正のほか、知事が指定する電子情報処理組織を使用して許可の申請を行うことができることとした。(第 2 条第 2 項関係)
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

平成16年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、1 の(2)については、公布の日から施行することとした。

規 則

島根県港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第37号

島根県港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

島根県港湾施設条例施行規則 (昭和39年島根県規則第30号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、所轄の支庁長、土木建築事務所長又は土木事務所長 (以下「所轄の支庁長等」という。) 」を削り、同項第 3 号を削り、同項第 4 号中「様式第 4 号」を「様式第 3 号」に改め、同号を同項第 3 号とし、同条第 3 項を削り、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項又は第 2 項」に、「 (様式第 5 号) 」を「 (様式第 4 号) 」に改め、「又は所轄の支庁長等」を削り、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項第 1 号に掲げる港湾施設の利用の許可を受けようとする者 (以下「申請者」という。) は、知事が指定する電子情報処理組織 (知事の使用に係る電子計算機 (入出力装置を含む。以下同じ。) と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理施設をいう。) を使用して当該港湾施設の利用の許可の申請を行うことができる。
- 3 前項の場合において、同項の知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに知事に到達したものとみなす。

第 5 条中「 (様式第 7 号) 」を「 (様式第 5 号) 」に、「所轄の支庁長等」を「知事」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

様式第3号を削り、様式第4号を様式第3号とする。

様式第5号の(注)の2中「支庁長、土木建築事務所長又は土木事務所長の許可に係るものは、必要に応じて全部又は一部を、知事の許可に係るものは」を削り、同様式を様式第4号とする。

様式第6号を削り、様式第7号を様式第5号とする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の次に2項を加える改正規定は、公布の日から施行する。